

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うガス料金の特別措置について

2020年10月22日

山形ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴い、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」における「生活不安に対する緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、生活に影響を受けているお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記のとおりお支払い期限の延長の特別措置を講ずることとします。

記

1. 適用対象

山形ガスの都市ガスをご利用いただき、新型コロナウイルス感染拡大の影響により「緊急小口資金・総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客様、または貸付を受けようとするお客様及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客様

2. 対象の料金

2020年2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月及び12月検針分で、お支払い期限が3月25日以降のもの

3. 延長期限

お支払い期限から1ヶ月間

※支払い期限日は、ガスの検針日の翌日から起算して50日目となります

4. 特別措置のご相談、お申込み

特別措置の適用のご相談、お申込みについては、当社までご連絡ください

【電 話】 023-623-0085

【受付時間】 平 日 午前8:30～午後5:00

土曜日 午前8:30～正午

※恐縮ですが、日曜日、祝日は対応していません

以上